

**第7期大和郡山市障害福祉計画**  
**第3期大和郡山市障害児福祉計画**

令和6年3月  
大和郡山市

# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 目標：障害のある人の豊かな生活の確立	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
6 国における基本指針の見直しのポイントについて	5
第2章 障害のある人を取り巻く状況	7
1 統計資料に基づく現状把握	7
2 これまでの取組について	14
3 事業所・団体アンケート調査の結果	19
第3章 成果目標	25
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	25
2 地域生活支援の充実	26
3 福祉施設から一般就労への移行等	27
4 障害児支援の提供体制の整備等	29
5 相談支援体制の充実・強化等	31
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	32
第4章 障害福祉サービスの提供体制の整備	33
1 訪問系サービス	33
2 日中活動系サービス	36
3 居住系サービス	46
4 相談支援	49
5 障害児支援サービス	52
6 その他の活動指標	58
第5章 地域生活支援事業	60
1 必須事業	60
2 任意事業	70
第6章 計画の推進体制	78
1 計画の推進にあたって	78
2 計画の推進体制および進行管理	78
3 連携体制の強化	79
4 地域での支援体制の充実	80

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国において、平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待防止法」施行、平成28年の「障害者差別解消法」施行など障害福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成28年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成30年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年の「障害者総合支援法」改正など、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。

大和郡山市（以下、「本市」とする。）では、令和3年に「第6次大和郡山市障害福祉計画」（以下、「第6次計画」とする。）を策定し、障害の有無に関わらず、共に生きる社会の一員として、誰もが尊重され、互いに助けあい支えあえるまちづくりを進めてきました。

一方で、市民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域ではさまざまな課題が存在しており、重層的支援体制の整備やそれぞれに合った適正な支援・きめ細やかな対応が求められています。

このたび、第6次計画が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行った上で、令和8年度に向け、国や奈良県が定めた基本的な指針に即して、本市における障害福祉サービスの提供体制の確保、それぞれの目標に対する事項、計画各年度におけるサービス量等を見込み、障害福祉施策を総合的に推進するため、「第7期大和郡山市障害福祉計画・第3期大和郡山市障害児福祉計画」（以下、「本計画」とする。）を策定します。

## 2 目標：障害のある人の豊かな生活の確立

障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会

誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支えあえる地域社会

障害のある人もない人もすべての人の人権や権利が守られる地域社会

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法的な位置づけ

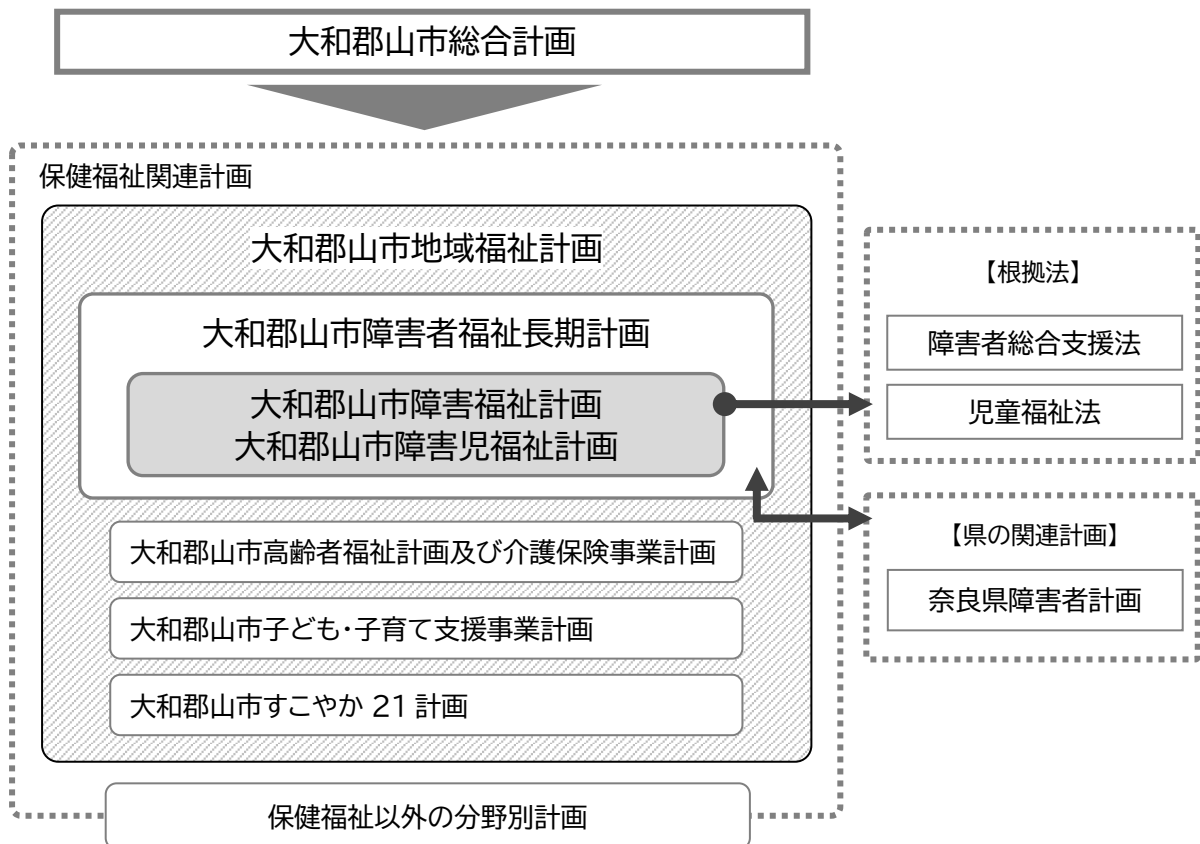
本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、本市における障害福祉・障害児福祉サービスに関する提供体制の充実のための方針を示すもので、見込み量や確保方策等について定めた計画です。

#### (2) 本市における位置づけ

本計画は、本市の障害者施策の基本方針を示す長期計画と密接に関わっていることから、双方の整合性を図るとともに、各種関連計画との調和を保った計画として策定します。

また、本市の最上位計画である「大和郡山市第 4 次総合計画」や「奈良県障害者計画」とも整合性を図っていきます。

#### ■関連計画との関係図



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

令和 西 暦	6年度 2024年度	7年度 2025年度	8年度 2026年度	9年度 2027年度	10年度 2028年度	11年度 2029年度
総合計画	第4次 (平成28年度～令和7年度)		第5次			
地域福祉計画	次期計画 (令和6年度～10年度)					次々期 計画
障害者福祉 長期計画	第3次 (平成28年度～令和7年度)		第4次			
障害福祉計画 障害児福祉計画 《本計画》	第7期 第3期 (令和6年度～8年度)			第8期 第4期		
高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第9期 (令和6年度～8年度)			第10期		
子ども・子育て 支援事業計画	第2期 (令和2年度 ～6年度)	第3期				
すこやか21計画	第2次 (平成26年度～令和7年度)		第3次			

## 5 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

### (1) 事業所・団体アンケート調査

実施目的	障害福祉サービス等の利用実態やサービス提供事業所の要望・課題を把握するとともに、障害のある方を取り巻く現状や課題、今後の取組に関する意向などをお聞きし、本計画の策定にあたっての基礎資料を得ることを目的として実施しました。
実施期間	令和5年7月3日（月）～7月14日（金）
実施対象	①大和郡山市内の障害福祉サービス事業所および関連事業所：124 事業所 ②地域自立支援協議会構成部会、障害者団体および家族会など：15 団体
回収状況	①有効回答件数 65 件（配布件数：124 件、回収率：52.4%） ②有効回答件数 12 件（配布件数：15 件、回収率：80.0%）

### (2) パブリックコメントの実施

実施目的	本計画の策定にあたり、意見聴取のために市内公共施設や市ホームページにおいて計画素案を公表し、市民等の意向を広く反映させることを目的として実施しました。
実施期間	令和6年1月26日（金）～2月9日（金）
実施対象	市内に在住・在勤・在学している個人・法人・団体 等
回収状況	6 件（6 人）

### (3) 大和郡山市地域自立支援協議会運営会議の開催

本計画の策定にあたっては、「大和郡山市地域自立支援協議会運営会議」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

## 6 国における基本指針の見直しのポイントについて

国において、第7期・第3期計画策定に係る基本指針について、主に以下内容の見直しが行われました。

### ■基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

#### 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備の推進

#### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上に設定
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

#### 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

#### 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

#### 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施

#### 障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

---

### 「地域共生社会」の実現に向けた取組

---

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- 

### 障害福祉人材の確保・定着

---

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
  - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- 

### よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

---

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
  - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- 

### 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

---

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- 

### 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

---

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
  - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- 

### その他：地方分権提案に対する対応

---

- ・計画期間の柔軟化
  - ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化
-



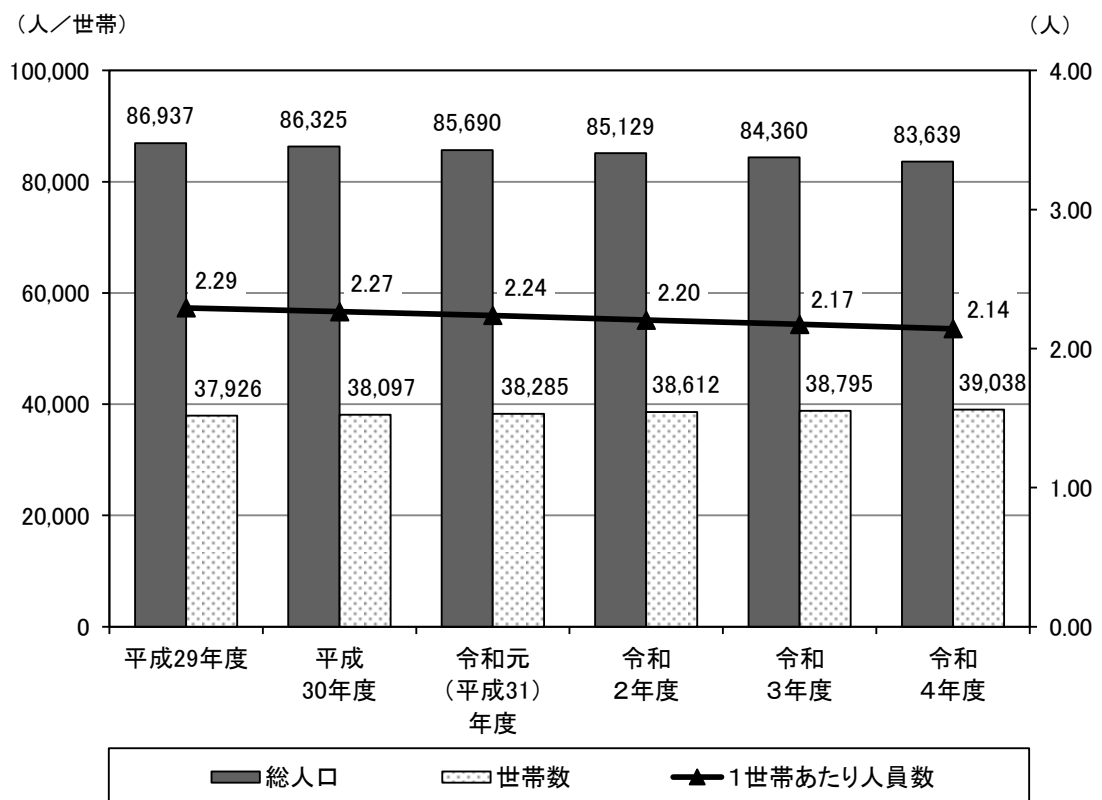
## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### 1 統計資料に基づく現状把握

#### (1) 総人口・世帯数の推移

総人口については減少傾向が続いており、令和4年度は83,639人となっています。世帯数は増加傾向となっており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

#### ■総人口・世帯数の推移

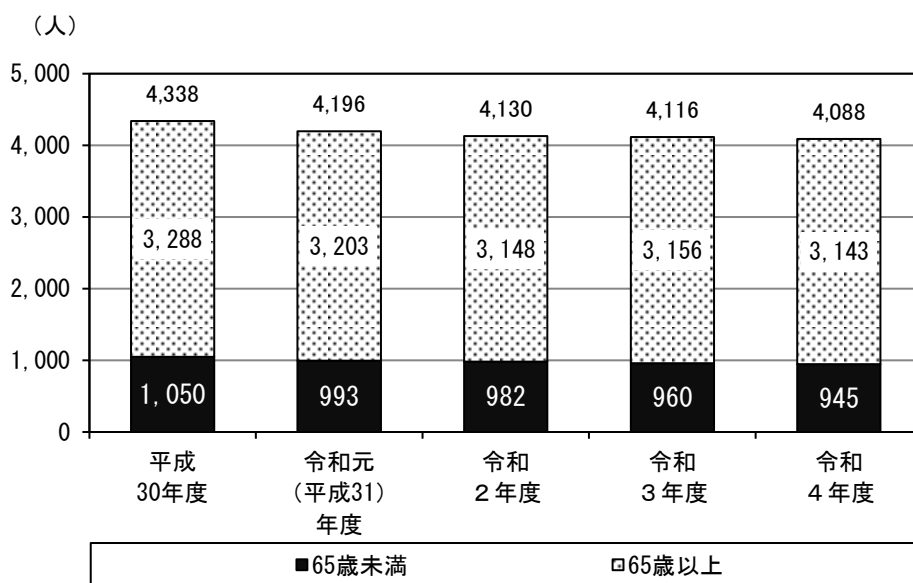


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

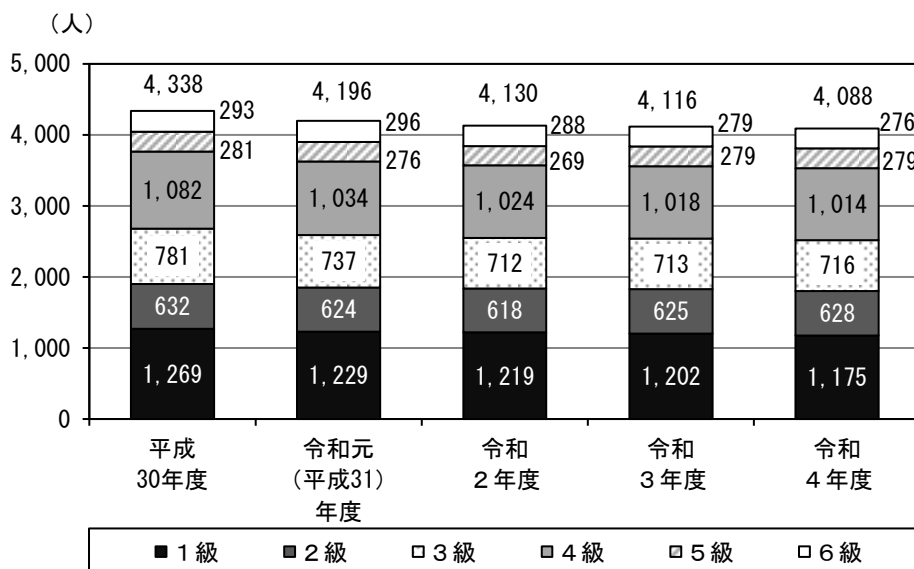
身体障害者手帳所持者数については減少傾向で推移しており、令和4年度においては「65歳以上」の割合が76.9%となっています。等級別でみると「1級」の割合が最も高く、次いで「4級」が高くなっています。障害の種類別でみると「肢体不自由」の割合が最も高く、次いで「内部障害」が高くなっています。

### ■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



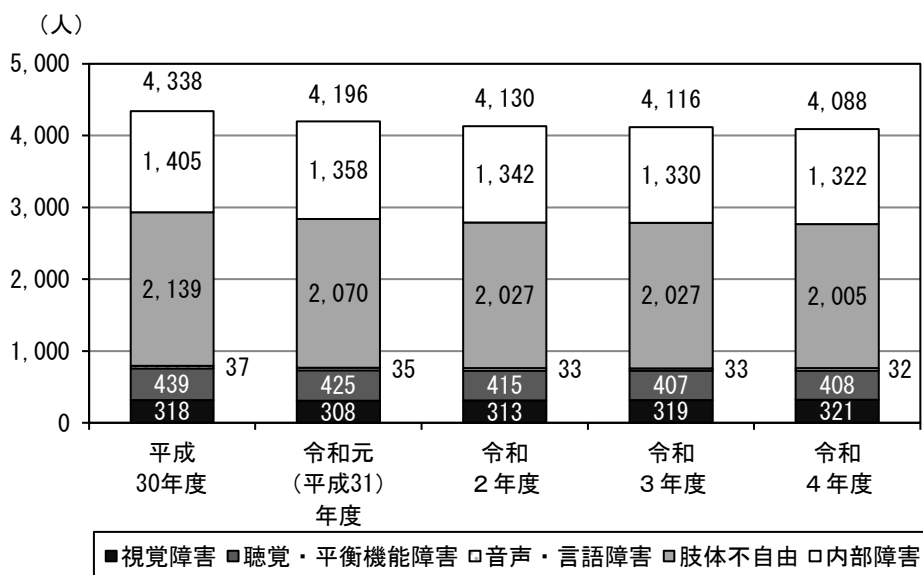
(各年度3月31日現在)

### ■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(各年度3月31日現在)

### ■障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

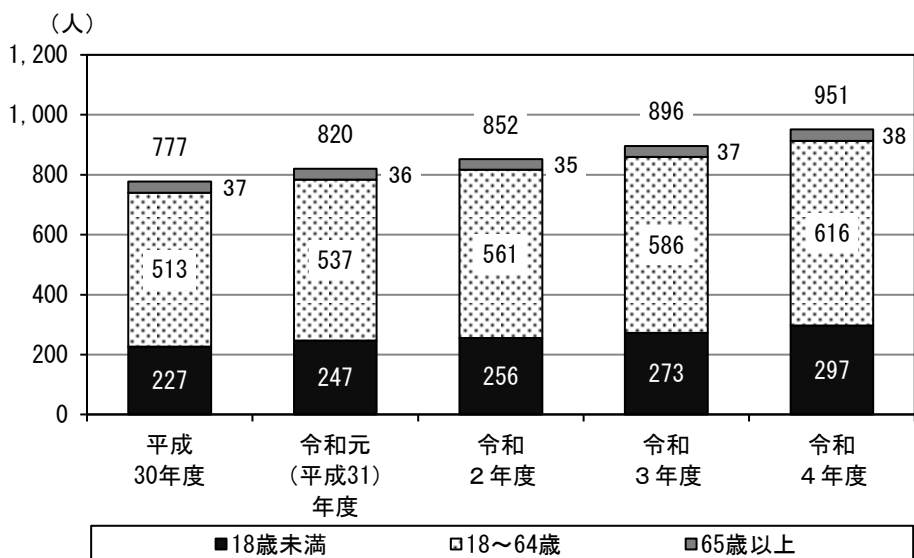


(各年度3月31日現在)

### (3) 療育手帳所持者数の推移

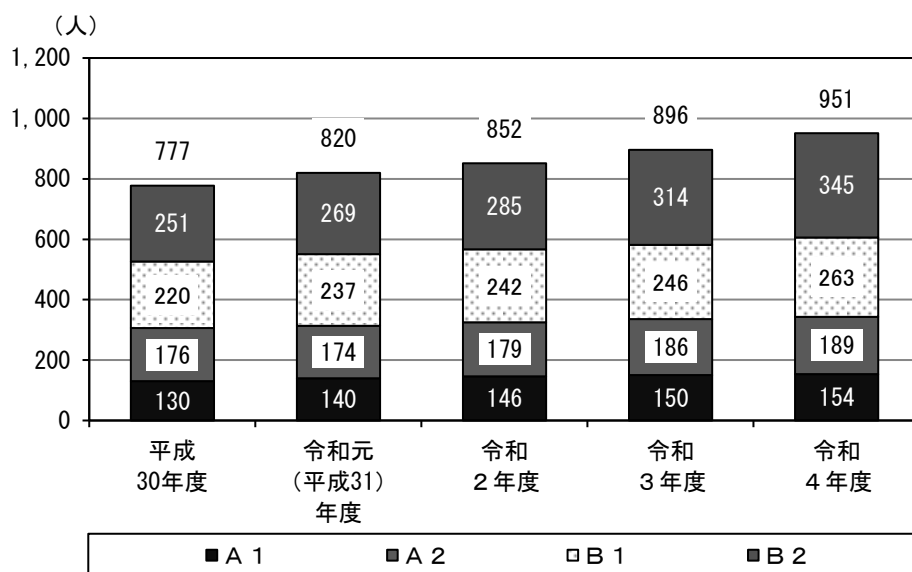
療育手帳所持者数については「18歳未満」「18歳～64歳」において増加傾向が続いています。程度区別でみると、「A1」「B1」「B2」において増加傾向にあります。特に「B2」については、令和4年度は平成30年度の1.37倍となっています。

### ■年齢別療育手帳所持者数の推移



(各年度3月31日現在)

## ■程度区分別療育手帳所持者数の推移

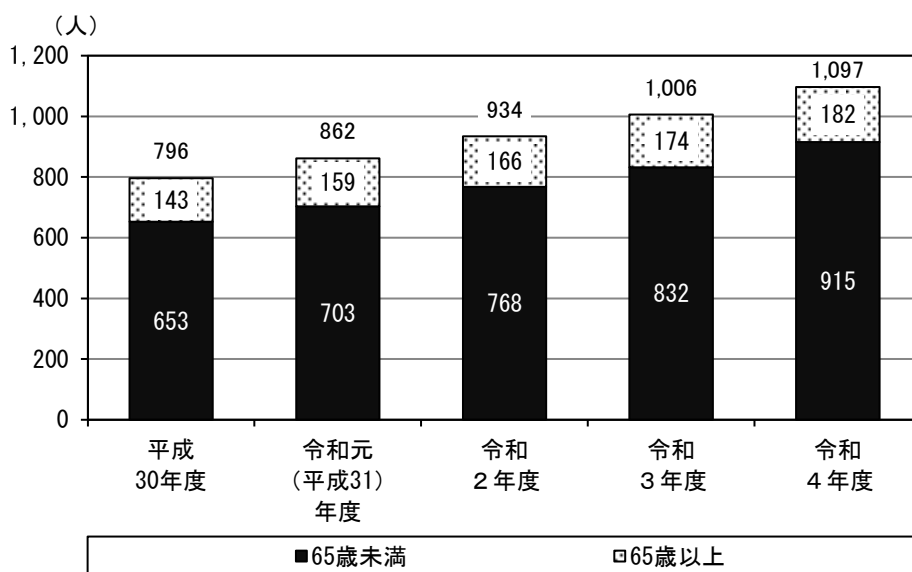


(各年度3月31日現在)

## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

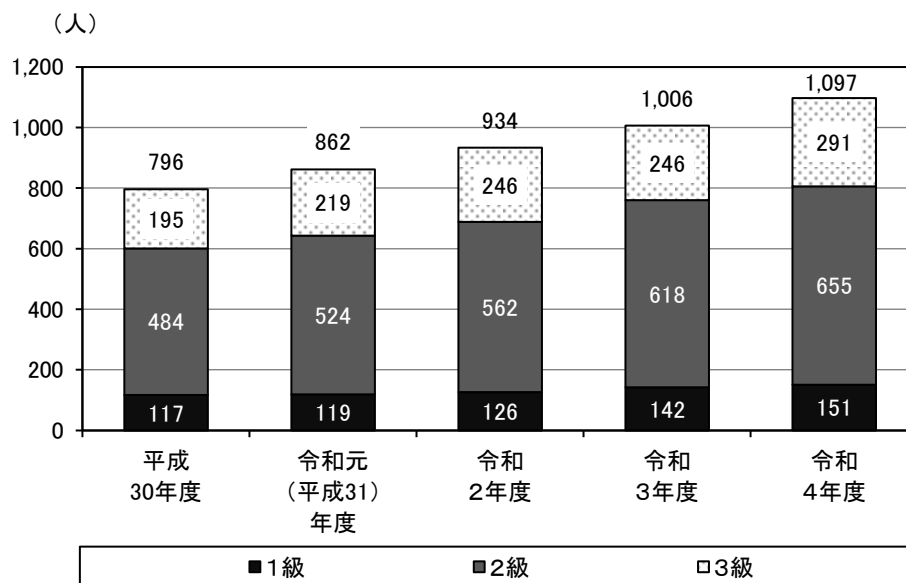
精神障害者保健福祉手帳所持者数については増加傾向が続いており、令和4年度は平成30年度の1.38倍となっています。令和4年度においては、「65歳未満」の割合が83.4%となっています。等級別で見ると、「2級」が最も多く、いずれの等級も増加傾向にあります。

## ■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(各年度3月31日現在)

## ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

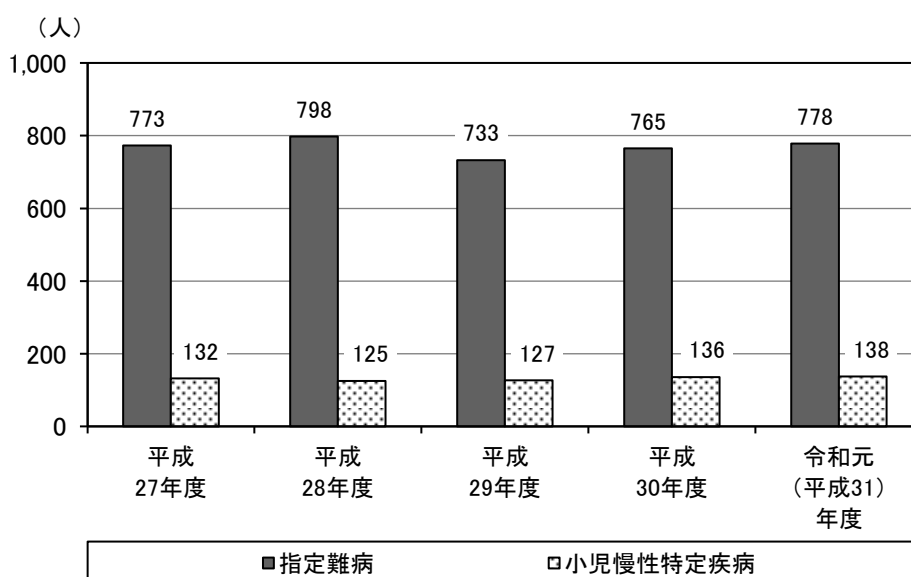


(各年度3月31日現在)

## (5) 特定医療費受給者数の状況

特定医療費受給者数の推移については、「指定難病（治療が難しく、医療費受給の対象となる疾病）」において平成29年度以降、「小児慢性特定疾病」において平成28年度以降、増加傾向となっています。

## ■特定医療費受給者数の推移



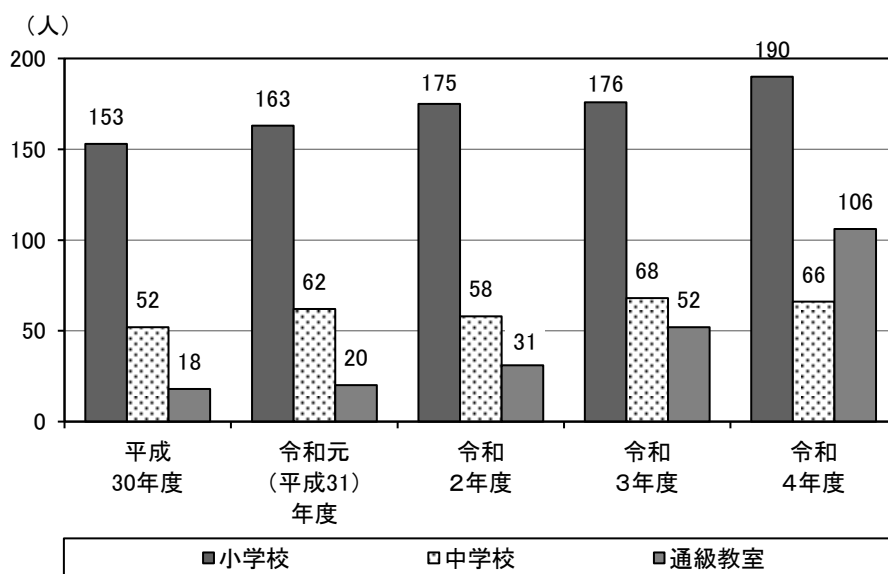
(各年度3月31日現在)

## (6) 学校教育の推移

小・中学校の特別支援学級に通う児童・生徒数の推移については、「小学校」「通級教室」において増加傾向となっています。「中学校」においては増減を繰り返しながら推移しています。

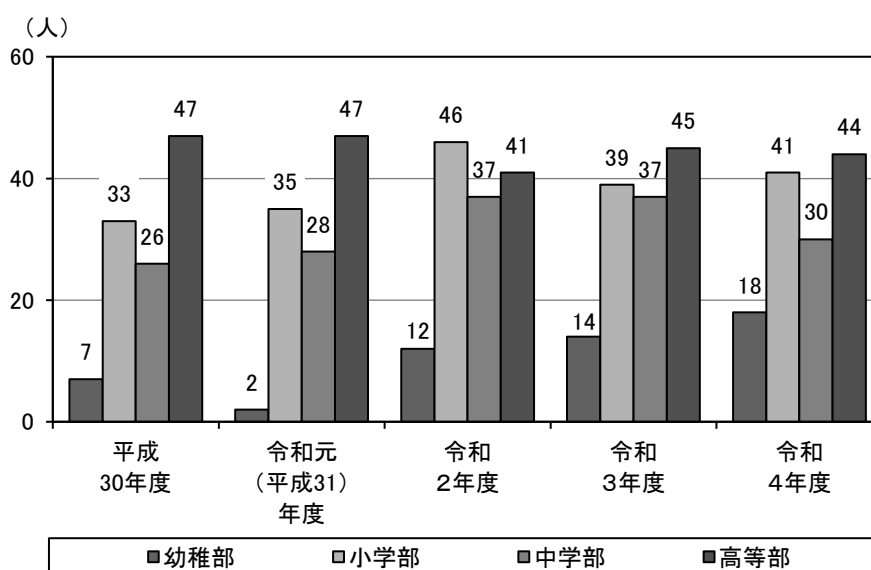
特別支援学校に通う児童・生徒数の推移についてはいずれも増減を繰り返しながら推移しています。

### ■特別支援学級・通級指導教室在籍者数の推移



(各年度3月31日現在)

### ■特別支援学校在籍者数の推移

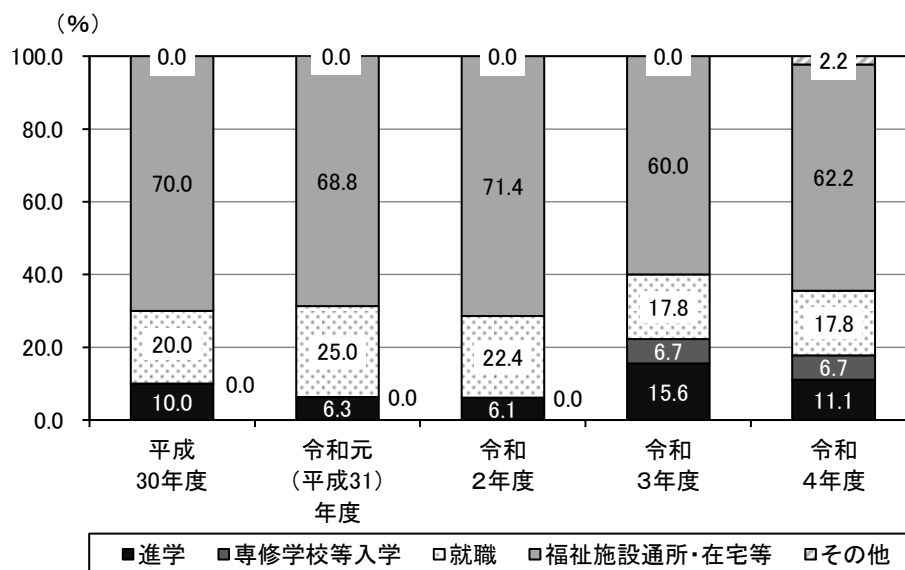


資料：奈良県学校基本調査結果（各年度3月31日現在）

## (7) 特別支援学校高等部卒業生の進路状況

特別支援学校高等部卒業生の進路状況については、各年度とも「福祉施設通所・在宅等」の割合が最も高く、次いで「就職」となっています。令和3年度以降は「進学」の割合が増加しています。

### ■特別支援学校高等部卒業生の進路状況



(各年度3月31日現在)

## 2 これまでの取組について

### (1) 地域自立支援協議会での取組

#### しごと支援部会の取組

##### ① 障害者優先調達推進法の取組

障害者就労施設が提供している食品や小物、サービス等を集約した商品カタログを作成し、市の関係各課への働きかけを行い、障害者就労施設の受注額拡大に努めています。

##### ② 授産品販売の促進

大和郡山市障害者福祉ショップ連絡会を発足し、利用者の工賃向上のため、「お城まつり」等のイベントにおいて授産品の共同販売をしています。

##### ③ 企業への働きかけ

障害のある人の雇用に関するパンフレットを作成し、市商工会や昭和工業団地を通じて、市内企業に配布したり、障害者雇用の現状、法律の改正等についての説明会を実施するなど広報活動を行ってきました。また、障害者雇用の推進に向け、ワーキングチームをつくり、企業訪問を行い、雇用担当者との意見交換を実施しています。

##### ④ 「ほっとサロンきんぎょ」の開催

障害のある人が、生き生きと働き続けることができるよう、仲間づくりやお互いの交流を深めること等を目的とした余暇活動を支援するため、毎月第4木曜日 18時から三の丸会館にて開催しています。平成26年11月より、地域生活支援事業の自発的活動支援事業として業務委託を開始し、継続して事業を実施できる体制を整えました。

##### ⑤ カフェレストラン (Bon Cafe) の運営にあたっての協議

障害のある人の社会参加と自立をめざしたキャリアトレーニング(接客サービス)の場および障害のある人と地域住民との交流の場として、カフェレストランが平成24年1月に市内の社会福祉法人が運営主体となって、奈良県郡山総合庁舎(片桐高校跡地)に開設されました。このカフェレストランの運営にあたっては、地域自立支援協議会と協議の上で進めました。

そのような中、平成31年3月に就労移行支援事業を終了し、同年4月からは就労継続支援B型へと事業変更し、取組を進めています。

##### ⑥ 百壽橋商店みりお～の

市役所交流棟みりお～のに、市内の障害福祉事業所が共同で運営する障害者福祉ショップ「百壽橋商店みりお～の」を設置しました。障害者週間の期間中には「みりお～のフェス」を開催し、障害福祉事業所が健康、福祉、ものづくりなどを体験できるイベントを実施しています。



## こども支援部会の取組

### ① サポートブックの作成

平成 23 年度に「こおりやまサポートブック」を作成し、平成 28 年度に改訂版を作成しました。サポートブックは障害のある人が、その種別に関わらずはじめて接する人に、本人の特性や接し方について知ってもらうための情報を書きしておくノートです。市内在住の幼稚園や保育園、小・中学校・特別支援学校に配布し、市ホームページにも掲載しています。

### ② サポートファイルの作成

平成 27 年度に「こおりやまサポートファイル」を作成し、平成 28 年 4 月から利用を開始しました。サポートファイルは、保健・福祉・医療の利用状況や発達面に関する診断・検査の記録を記入していくことで、学校や相談機関、サービス事業所、行政、病院などの関係機関が正確に情報を取得し、切れ目ない適切な支援やサービスを提供できるようにするためのノートです。

### ③ こおりやま体操教室

支援の必要な児童を対象に、休日の余暇活動・体力づくりを行い、社会参加を促進する機会として、1年に10回（日曜日）、小学校体育館において体操教室を行っています。

### ④ ぽぷらサークル

特別な支援を必要とするこども達の保護者が集まって、情報交換や悩みごとを相談するなどの座談会を開催しています。保護者の不安軽減と、今後の糸口を見出す機会を提供しています。

### ⑤ 動作法 らくらくきんぎょくん

毎月第2土曜日、社会福祉会館で動作法を行っています。

### ⑥ 特別支援教育

教員、保護者、関係者への啓発のため、毎年、市教育研修会特別支援教育部と共催で研修会を開催しています。また、各学校や事業所等の現状報告・情報交換を行いながら、地域課題の解決に向けた検討を進めています。

## 居住支援部会の取組

### ① 緊急時ステイ事業の実施

福祉事業所や入所施設、療養病床のある病院等の空きベッドを活用して、障害のある人の家族が急な入院等により不在となった場合に、障害のある人の宿泊場所を提供する事業を行っています。

### ② 入院中のヘルパー利用支援事業の実施

事情により家族等の協力・支援が得られない重度心身障害者等の入院時、医師や看護師等とのコミュニケーション、見守り、付き添いまたは家庭に残された児童等に係るヘルパーの利用を可能とし、本人または家族を支援する事業を行っています。

### ③ にも包括ワーキングチーム

精神障害者がより良い生活を送るために解決すべき地域課題を踏まえ、支援者向けの勉強会、市民への啓発活動、支援者相談会（支援者を孤立させない。支援者のための相談会）に取り組んでいます。

### ④ 暮らしの場の確保・生活上の支援

一人暮らしを始めるにあたり「住まい探しの壁」「地域の理解」解決していかなければならない課題について検討しています。また、65歳問題（障害福祉サービスから介護サービスへの移行）について分かりやすいリーフレットを作成しているところです。

## その他の取組

### ① 働くことに関する相談

障害のある人の「働く」ことに関する相談については「なら西和障害者就業・生活支援センターライク」が中心となり、ハローワークや福祉サービス事業所、医療機関、学校など地域のさまざまな機関およびしごと支援部会とも連携して取組を進めています。

### ② 市役所業務における障害のある人への仕事創出の取組について

高齢者への配食サービス、清掃センターでのリサイクル作業、広報の点字化業務、その他清掃業務等を障害者就労施設へ委託することにより、就労の場の提供に努め、障害のある人の経済面の支援を行っています。

### ③ リーフレットの作成

精神疾患や精神障害のために、日常生活で悩みを抱えている人に向けて、相談窓口案内のリーフレットを作成しています。

### ④ 地域生活支援拠点の整備について

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制である地域生活支援拠点の面的整備に向けて、地域自立支援協議会において検討を進めています。

また、地域生活支援拠点等の整備事業の一環として、「大和郡山市サポートネットつなぐ～障害福祉まちかど相談～」が発足し、相談できる拠点を増やすことで相談機能を強化するネットワークを構築しています。さらに、「つなぐステッカー」が貼られている施設などに困りごとの相談をする相談者を、適切な機関につなげています。

## (2) 手話言語条例の設定について

本市では、平成 27 年 3 月に奈良県で初となる「大和郡山市手話に関する基本条例」を制定しました。これは、奈良県唯一の聴覚特別支援学校である奈良県立ろう学校が本市丹後庄町に立地していること、また聴覚障がい者協会・手話サークルとともに市民・市職員に対する手話研修を長きにわたって実施してきた経緯があることからです。

手話の普及・啓発に向けて、職員向けパンフレットや市民向けリーフレットの作成を行いました。さらに、市ホームページにおいて手話動画を配信するとともに、手話出前講座を学校や事業所、銀行、民生委員・児童委員、地域自立支援協議会等に対して平成 30 年度から行っています。

### (3) 広報・啓発活動の推進について

障害のある人が地域で安心して生活するためには、地域社会が障害や障害のある人について正しく認識し、理解を深めることが必要です。そのため、社会資源の活用・ネットワーク化を推進することに加えて、障害のある人が利用できるサービスの情報を周知することが重要です。

地域自立支援協議会および市では、広報紙「つながり」への掲載や市ホームページの更新、リーフレット配布等による広報活動に取り組んできました。

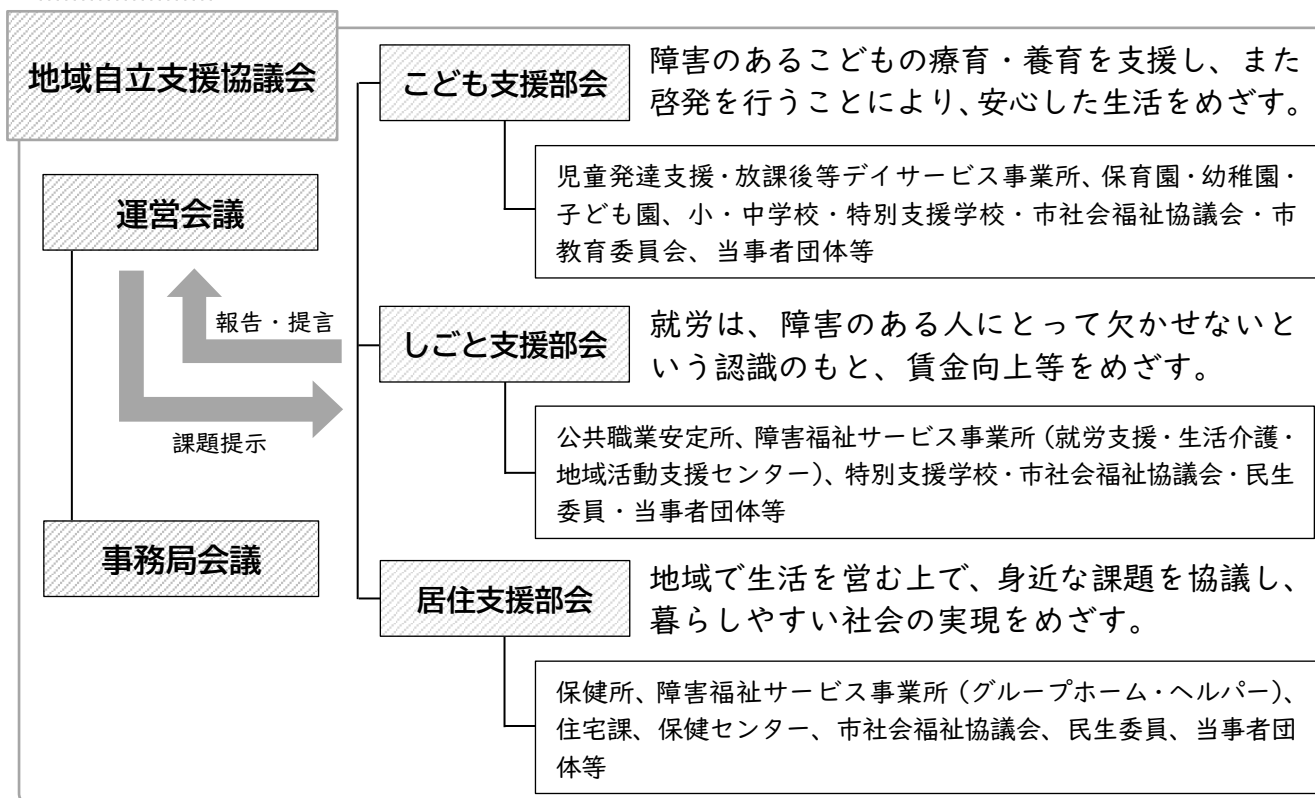
#### 【参考:大和郡山市地域自立支援協議会】

大和郡山市では平成19年2月に地域自立支援協議会を立ち上げました。障害当事者と各関係機関、民生児童委員、福祉サービス事業所など、さまざまな立場の人が集まり、権利擁護部会・精神障害部会・教育支援部会・就労支援部会・居住移動支援部会の5部会に分かれ、障害のある人の地域生活における課題を共有するとともに、暮らしやすい生活をどのように実現していくかを検討し、地域のシステムづくりへとつなげてきました。

平成23年度に教育部会・就労部会・暮らし部会の3部会に再編成された後、令和5年度にこども支援部会、しごと支援部会、居住支援部会の3部会に再編成され、引き続き障害のある人の地域生活における課題の解決に向けて取り組んでいます。

障害のある人の生活や、取り巻く環境・地域の課題を知り、理解し、一緒に考えることが、障害のある人もない人も誰もが住みよいまちづくりにつながります。地域自立支援協議会は、誰もが生き生きと安心して暮らせるまちをめざしています。

#### 【体系図】



### 3 事業所・団体アンケート調査の結果

#### (1) 調査の概要

##### ①調査の目的

本調査は、障害福祉サービス等の利用実態やサービス提供事業所の要望・課題を把握するとともに、障害のある方を取り巻く現状や課題、今後の取組に関する意向などをお聞きし、本計画の策定にあたっての基礎資料を得ることを目的として実施しました。

##### ②調査対象

大和郡山市内の障害福祉サービス事業所および関連事業所：124 事業所  
地域自立支援協議会構成部会、障害者団体及び家族会など：15 団体

##### ③調査方法

郵送配布・郵送回収。なお、希望する事業所には Microsoft Word データによる配布・回収

##### ④調査期間

令和5年7月3日（月）～7月14日（金）

##### ⑤回収結果

###### 【事業所調査】

配布数	回収数	回収の内訳		有効回収数	有効回答率
		うち白票	うち無効票		
124	65	0	0	65	52.4%

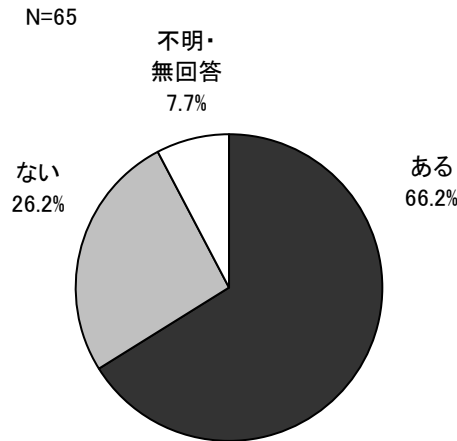
###### 【団体調査】

配布数	回収数	回収の内訳		有効回収数	有効回答率
		うち白票	うち無効票		
15	12	0	0	12	80.0%

## (2) アンケート調査結果の概要

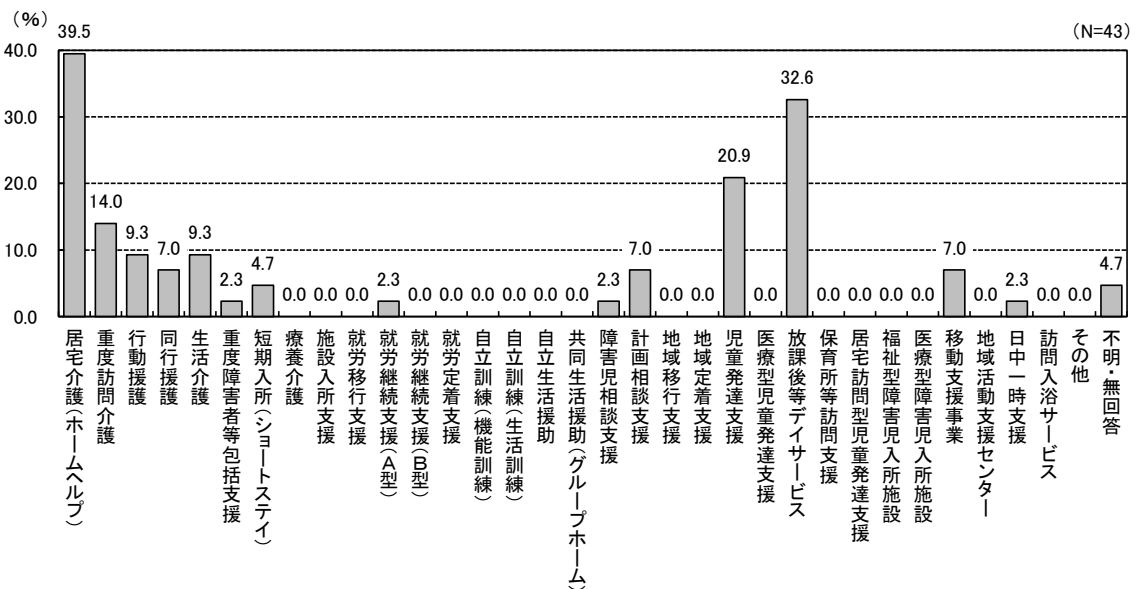
### ① 利用者の依頼に対して受け入れができなかった経験

利用者の依頼に対して受け入れ（サービスの提供）ができなかった経験についてみると、「ある」が66.2%、「ない」が26.2%となっています。



#### ① - 1 受け入れできなかったサービス（※①で「ある」を回答した事業所のみ）

受け入れ（提供）できなかったサービスについてみると、「居宅介護（ホームヘルプ）」が39.5%で最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が32.6%となっています。



## ①-2 受け入れできなかった理由（※①で「ある」を回答した事業所のみ）

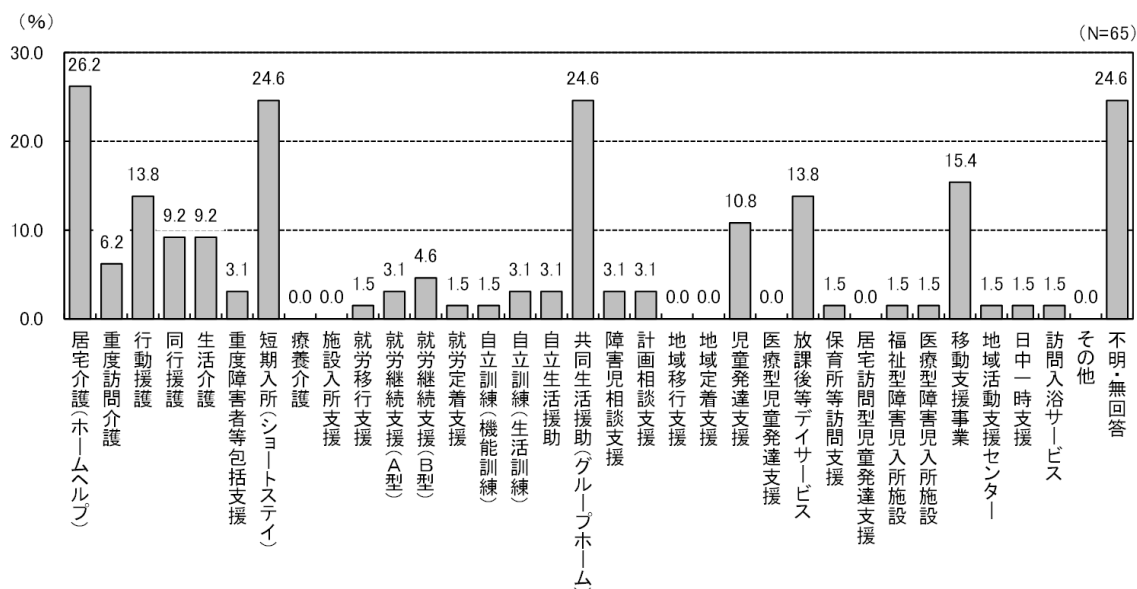
受け入れ（提供）できなかった理由についてみると、全体では「希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」が57.7%で最も高く、次いで「新規契約者を受け入れる余裕がなかった（職員体制など）」が46.5%となっています。

サービス別にみると、受け入れ（提供）できなかったサービスで多かった「居宅介護（ホームヘルプ）」「放課後等デイサービス」では「希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」が最も高くなっています。

		上段: 件 下段: %						
		調査数	依頼時には定員に達していた 希望される時間帯に 利用が集中し、	希望される時間帯に、 事業所としてサービスを 提供していなかった (夜間、祝休日など)	(障害種別、障害程度などによる) 事業所では対応できない 困難ケースだった	新規契約者を受け入れる 余裕がなかった (職員体制など)	その他	不明・無回答
合計		71	41	3	12	33	6	2
		100.0	57.7	4.2	16.9	46.5	8.5	2.8
1	居宅介護(ホームヘルプ)	17	11	1	4	7	1	0
		100.0	64.7	5.9	23.5	41.2	5.9	0.0
2	重度訪問介護	6	4	0	2	3	1	0
		100.0	66.7	0.0	33.3	50.0	16.7	0.0
3	行動援護	4	3	0	1	3	0	0
		100.0	75.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0
4	同行援護	3	3	0	1	1	0	0
		100.0	100.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
5	生活介護	4	0	2	1	0	0	1
		100.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0
6	重度障害者等包括支援	1	0	0	1	1	0	0
		100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
7	短期入所(ショートステイ)	2	1	0	0	0	1	0
		100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
8	就労継続支援(A型)	1	0	0	0	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
9	障害児相談支援	1	0	0	0	1	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
10	計画相談支援	3	0	0	0	2	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
11	児童発達支援	9	7	0	0	4	0	0
		100.0	77.8	0.0	0.0	44.4	0.0	0.0
12	放課後等デイサービス	14	10	0	1	7	0	0
		100.0	71.4	0.0	7.1	50.0	0.0	0.0
13	移動支援事業	3	2	0	1	3	0	0
		100.0	66.7	0.0	33.3	100.0	0.0	0.0
14	日中一時支援	1	0	0	0	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

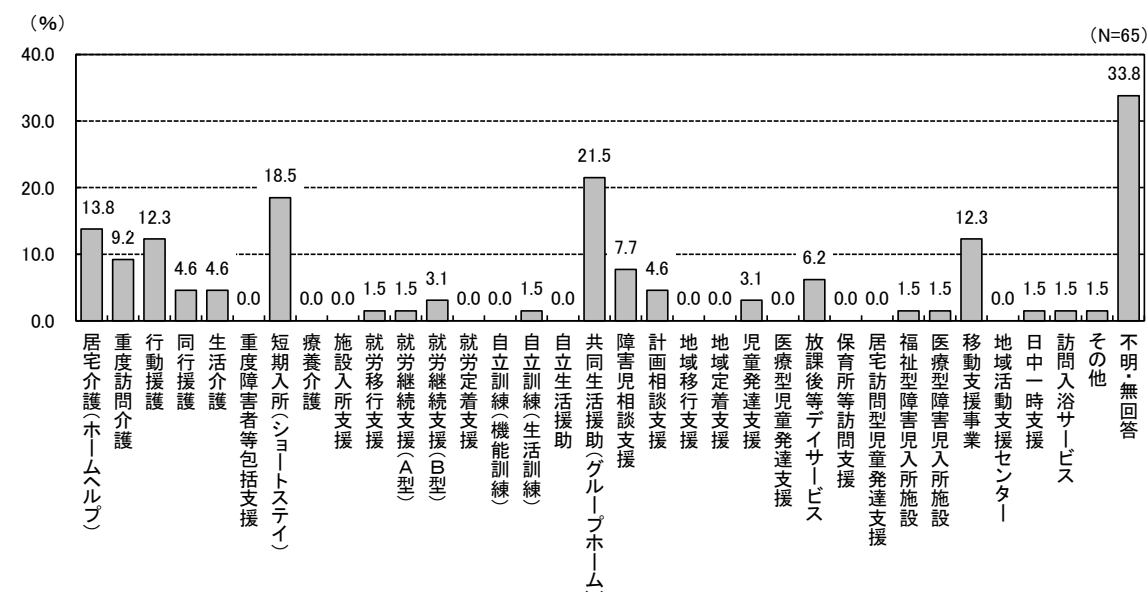
## ② 利用者から求められるサービス

利用者から求められるサービスについてみると、「居宅介護（ホームヘルプ）」が26.2%で最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」が24.6%となっています。



## ③ 利用者から求められるが不足しているサービス

利用者から求められるが不足しているサービスについてみると、「共同生活援助（グループホーム）」が21.5%で最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が18.5%となっています。





#### ④ 定員増員や新規参入が進まない理由

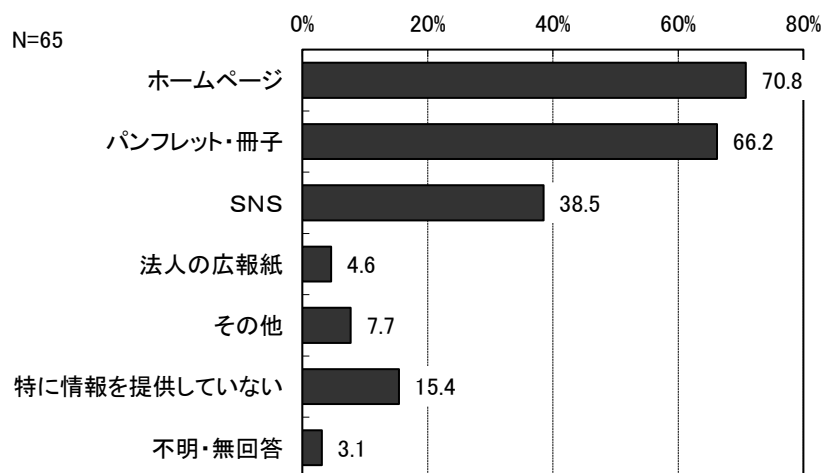
定員増員や新規参入が進まない理由についてみると、全体では「職員の確保が困難」が77.0%で最も高く、次いで「報酬単価が低く採算性に不安がある」が46.0%となっています。

サービス別にみると、「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」では「職員の確保が困難」が最も高くなっています。

		上段: 件 下段: %								
	調査数	利用需要の見込みが立てづらい	利用者の継続的な確保が困難	(土地や建物)の提供場所が困難	職員の確保が困難	報酬単価が低く採算性に不安がある	わからない	その他	不明・無回答	
合計	87	3	10	22	67	40	0	3	1	
	100.0	3.4	11.5	25.3	77.0	46.0	0.0	3.4	1.1	
1 居宅介護(ホームヘルプ)	9	1	1	1	8	3	0	0	0	
	100.0	11.1	11.1	11.1	88.9	33.3	0.0	0.0	0.0	
2 重度訪問介護	6	0	0	0	3	5	0	1	0	
	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	83.3	0.0	16.7	0.0	
3 行動援護	8	0	0	0	8	0	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
4 同行援護	3	0	0	0	3	0	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
5 生活介護	3	0	1	2	3	3	0	0	0	
	100.0	0.0	33.3	66.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
6 短期入所(ショートステイ)	12	0	1	3	11	5	0	0	1	
	100.0	0.0	8.3	25.0	91.7	41.7	0.0	0.0	8.3	
7 就労移行支援	1	0	0	1	1	1	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
8 就労継続支援(A型)	1	0	0	1	1	0	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
9 就労継続支援(B型)	2	0	0	2	1	0	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
10 自立訓練(生活訓練)	1	0	1	0	1	1	0	0	0	
	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
11 共同生活援助(グループホーム)	14	1	3	6	13	5	0	0	0	
	100.0	7.1	21.4	42.9	92.9	35.7	0.0	0.0	0.0	
12 障害児相談支援	5	1	0	0	2	5	0	0	0	
	100.0	20.0	0.0	0.0	40.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
13 計画相談支援	3	0	0	0	0	3	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
14 児童発達支援	2	0	1	1	1	1	0	0	0	
	100.0	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
15 放課後等デイサービス	4	0	1	2	2	2	0	0	0	
	100.0	0.0	25.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
16 福祉型障害児入所施設	1	0	0	1	1	1	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
17 医療型障害児入所施設	1	0	0	1	1	1	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
18 移動支援事業	8	0	1	0	6	3	0	0	0	
	100.0	0.0	12.5	0.0	75.0	37.5	0.0	0.0	0.0	
19 日中一時支援	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
20 訪問入浴サービス	1	0	0	1	1	1	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
21 その他	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	

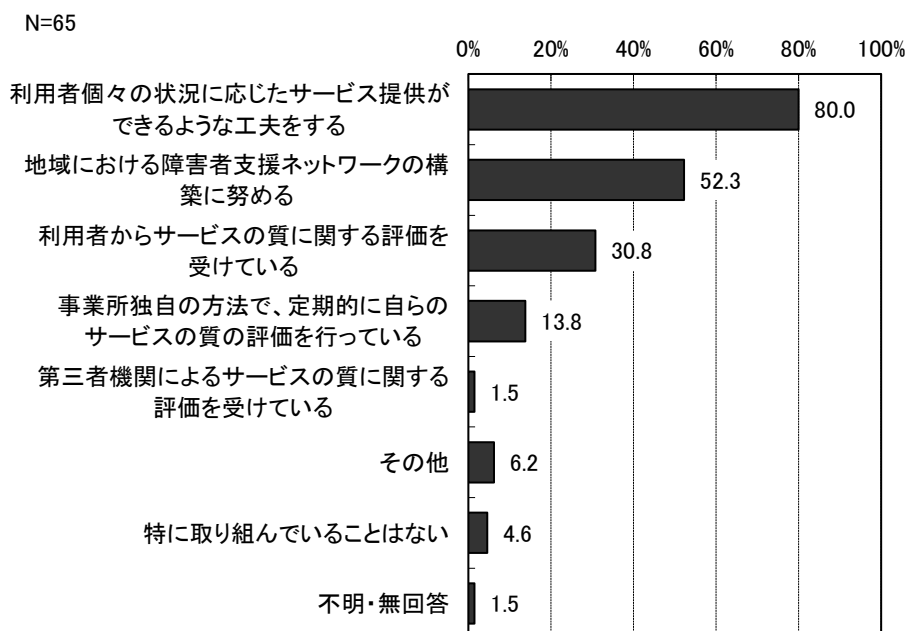
## ⑤ 事業所情報の提供方法

事業所情報の提供方法についてみると、「ホームページ」が70.8%で最も高く、次いで「パンフレット・冊子」が66.2%となっています。



## ⑥ サービスの質の向上のために取り組んでいること

サービスの質の向上のために取り組んでいることについてみると、「利用者個々の状況に応じたサービス提供ができるような工夫をする」が80.0%で最も高く、次いで「地域における障害者支援ネットワークの構築に努める」が52.3%となっています。



## 第3章 成果目標

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することが求められています。

#### 【第6次実績】

項目	本市目標	令和4年度末実績
① 地域生活に移行する人数	9人	0人
② 施設入所者数の削減	3人削減	6人増加

#### 【第7期目標】

国の 目標設定 の考え方	① 地域生活に移行する人数 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	② 施設入所者数の削減 令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減することを基本とする。	
本市の 目標	地域生活に移行する人数	10人
	(参考) 令和4年度末の施設入所者数	75人

※施設入所者削減数については目標を設定しません。

## 2 地域生活支援の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められているほか、強度行動障害を有する方のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することが求められています。

### 【第6次実績】

項目	本市目標	令和5年度末実績
地域生活拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点の機能を充実させるため、年1回以上、運用状況の検証および検討することをめざす	地域生活拠点等の機能充実のため、月1回（計12回）地域自立支援協議会運営会議において運用状況の検証を行った。

### 【第7期目標】

国の 目標設定 の考え方	① 地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域において地域生活拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。	
	② 強度行動障害を有する方への支援体制の整備【新規】 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	
本市の 目標	① 地域生活支援拠点等の整備	継続実施（整備済）
	地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回以上
	② 強度行動障害を有する方への支援体制の整備	検討

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することが求められています。また、障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することも求められています。

#### 【第6次実績】

項目	本市目標	令和3年度末実績
福祉施設から一般就労への移行者数	9人	4人
うち就労移行支援事業からの移行	6人	1人
うち就労継続支援A型事業からの移行	1人	0人
うち就労継続支援B型事業からの移行	2人	3人
就労定着支援事業の利用者数	9人	11人
就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所の割合	7割以上	-

#### 【第7期目標】

国の 目標設定 の考え方	① 一般就労への移行者数
	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。
	ア. うち就労移行支援事業からの移行
	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
	イ. うち就労継続支援A型事業からの移行
	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
	ウ. うち就労継続支援B型事業からの移行
	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
	② 就労移行支援事業所数【新規】
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
③ 就労定着支援事業利用者数	
令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	
④ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。	

本市の 目標	① 一般就労への移行者数	7人
	ア. うち就労移行支援事業からの移行	2人
	イ. うち就労継続支援A型事業からの移行	1人
	ウ. うち就労継続支援B型事業からの移行	4人
	② 就労移行支援事業所数の割合	5割
	③ 就労定着支援事業利用者数	15人
	④ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	100% (1箇所)

## 4 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子どもやその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることが求められています。

### 【第6次実績】

本市目標	令和5年度末実績
令和5年度末までに児童発達支援センターを設置	実績なし
体制は構築済みのため、保育所等訪問支援の機能の維持・向上に取り組む	-
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保（2箇所）を継続する	2箇所継続
令和5年度末までに、本市または圏域において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターを配置する	実績なし

※令和5年度は実績見込み

### 【第3期目標】

国の 目標設定 の考え方	<b>重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</b> 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
	<b>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</b> 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	<b>医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</b> 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市の 目標	令和8年度末までに児童発達支援センターを設置する
	保育所等訪問支援の機能の維持・向上に取り組む
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保（2箇所）を継続する
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する
	令和8年度末までに、本市または圏域において、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を設置する
	令和8年度末までに、本市または圏域において、医療的ケア児等支援のための医療的ケア児等コーディネーターを配置する



## 5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

### 【第6次実績】

本市目標	令和5年度末実績
総合的・専門的な相談支援機関の設置とともに、障害の種別や各種のニーズに対応できる相談支援を実施する	-
地域の相談支援事業者に対して、訪問等による専門的な指導・助言をする	実施
地域の相談支援事業者の人材育成の支援を実施する	実施
地域の相談機関との連携体制の取組を実施する	実施

### 【第7期目標】

国の 目標設定 の考え方	相談支援体制の充実・強化等 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および基幹相談支援センターを設置することを基本とする。 また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。	
	基幹相談支援センターの設置	設置
本市の 目標	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	継続実施
	相談支援事業者の人材育成の支援	継続実施
	相談機関との連携強化の取組の実施	継続実施
	個別事例の支援内容検証の実施回数	2回/年
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くするための取組等、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することが求められています。

### 【第6次実績】

本市目標	令和5年度末実績
奈良県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修を活用する	実施
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する	未実施

### 【第7期目標】

国の 目標設定 の考え方	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。	
本市の 目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	継続実施
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	検討
	指導監査結果の関係市町村との共有	検討

## 第4章 障害福祉サービスの提供体制の整備

### 1 訪問系サービス

#### 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる介護を提供します。

#### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障害や精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常時介護を必要とする人に対して、居宅での入浴・排泄・食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など、総合的な介護を提供します。

#### 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を供与します。

#### 行動援護

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するため、必要な援助や外出の際の移動中の介護を提供します。具体的には、自閉症やてんかん等を有する重度の知的障害のある人や、統合失調症等を有する重度の精神障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人を対象とします。

#### 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害のある人に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供します。

【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	4,778	4,486	4,880	4,741	4,983	5,125
	人	325	358	332	357	339	309
重度訪問介護	時間	1,171	2,148	1,171	2,461	1,220	2,850
	人	24	37	24	42	25	16
同行援護	時間	1,197	1,158	1,266	1,313	1,334	1,534
	人	70	69	74	72	78	60
行動援護	時間	2,015	1,996	2,062	1,934	2,109	2,248
	人	85	91	87	91	89	68
重度障害者等包括 支援	時間	0	0	100	0	100	0
	人	0	0	1	0	1	0
合 計	時間	9,161	9,788	9,479	10,449	9,746	11,757
	人	504	555	518	562	532	453

【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	5,460	5,565	5,670
	人	364	371	378
重度訪問介護	時間	2,850	2,850	2,850
	人	16	16	16
同行援護	時間	1,534	1,534	1,534
	人	60	60	60
行動援護	時間	2,310	2,376	2,442
	人	70	72	74
重度障害者等包括 支援	時間	100	100	100
	人	1	1	1
合 計	時間	12,254	12,425	12,596
	人	511	520	529

※見込み量は、令和元年から令和5年までの5年間における、利用者数や一人あたりの平均的な利用時間や利用日数の推移等を基に算出しています。

### 【見込み量確保のための方策】

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、居宅において安心して暮らすことができるよう取組を進めながら、サービス提供体制の充実に努めます。

居宅介護事業所との連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。また、必要なサービスが適切に利用できるよう、相談支援事業の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向け、サービス提供事業所に専門的な人材の確保や研修の実施についての情報提供を行います。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### 生活介護

常時介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。常時介護が必要な人で、50歳未満の場合は、障害支援区分3（施設入所者は障害支援区分4）以上、50歳以上の場合は障害支援区分2（施設入所者は障害支援区分3）以上の人が対象です。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
生活介護	人日	5,139	5,083	5,192	5,173	5,245	5,357
	人	292	292	295	299	298	287

#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	5,357	5,357	5,357
	人	287	287	287

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に生活介護を実施している施設は17か所あります。

障害のある人の地域での日常生活を支えるため、福祉圏域、奈良県、近隣市町村のサービス事業所の情報収集に努め、個々のサービス利用者のニーズに対応できる支援体制を構築します。

## (2) 自立訓練（機能訓練）

### 自立訓練（機能訓練）

障害の種類に関係なく、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。また、盲・ろう・養護学校を卒業した人で、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な人も対象になります。

標準利用期間は1年6か月間です。（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間）さらに必要性が認められる場合には、標準利用期間を超えて、最大1年間の延長が可能です。

### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
自立訓練 (機能訓練)	人日	19	38	19	67	19	59
	人	1	2	1	4	1	4

### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日	59	59	59
	人	4	4	4

### 【見込み量確保のための方策】

市内には、自立訓練（機能訓練）を行える施設はなく、奈良県内では田原本町にある「奈良県障害者総合支援センター自立訓練センター」のみとなっています。

利用ニーズの把握に努め、利用を希望する人に速やかにサービスを提供できるよう、提供までの行程の確認や利用状況の共有など、サービス提供事業所との連携を図ります。

### (3) 自立訓練（生活訓練）

#### 自立訓練（生活訓練）

障害の種類に関係なく、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上のための訓練を行います。

標準利用期間は2年間です。（長期入院その他これに類する事由のある場合は3年間）

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
自立訓練 (生活訓練)	人日	161	151	177	165	193	156
	人	10	13	11	15	12	13

#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日	210	252	294
	人	15	18	21

第7期見込み量(うち精神)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日	169	208	260
	人	13	16	20

#### 【見込み量確保のための方策】

市内には、自立訓練（生活訓練）を行える施設がなかったため、他市町村にある施設を利用していましたが、令和6年1月「自立訓練センターベース」が開所しました。

利用ニーズの把握に努め、利用を希望する人に速やかにサービスを提供できるよう、近隣市町村のサービス提供事業所と提供までの行程の確認や利用状況の共有など、日ごころからの連携を図ります。



## (4) 就労選択支援

### 就労選択支援

第7期計画より新設されたサービスです。就労に関する本人のニーズを相談等により把握するとともに、実際の作業場面等を活用し、相談場面等では把握しにくい、就労に必要な能力の整理を行います。

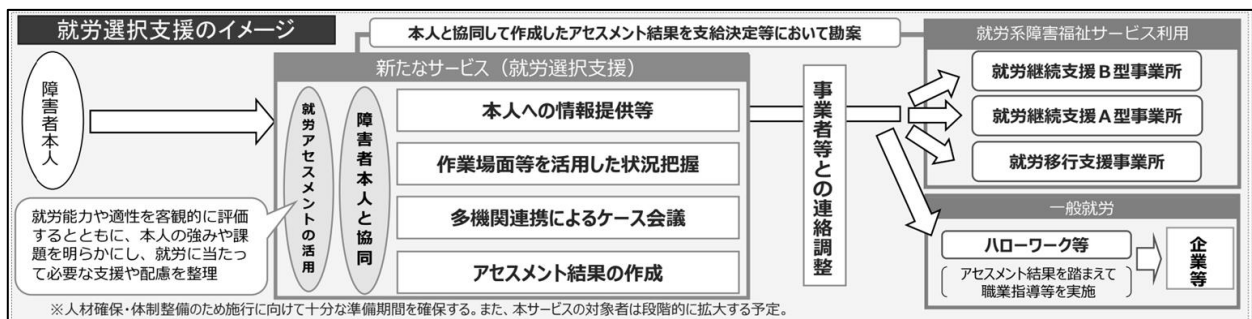
#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人	—	5	10

#### 【見込み量確保のための方策】

就労支援事業所、指定相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、教育機関等関係機関との連携を強化するとともに、障害のある人が自身のスキルや適正、希望にあう就労先につながるよう、就労支援に努めます。



※資料：厚生労働省

## (5) 就労移行支援

### 就労移行支援

一般就労を希望する障害のある人に対して、一定の期間における支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練や適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。

標準利用期間は2年間です。(あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間または5年間)標準利用期間を超えて、さらに必要性が認められる場合は、最大1年間の延長が可能です。

### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
就労移行支援	人日	239	250	274	290	308	344
	人	14	15	16	15	18	19

### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日	425	503	599
	人	22	26	31

### 【見込み量確保のための方策】

市内に就労移行支援を実施している施設は1か所あります。

指定相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター等各関係機関との連携を強化するとともに、一般企業への啓発活動を積極的に行い、就労支援に努めます。

## (6) 就労継続支援A型

### 就労継続支援A型

一般企業などへの就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
就労継続支援A型	人日	1,326	1,302	1,387	1,423	1,448	1,559
	人	65	67	68	75	71	81

#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型	人日	1,652	1,730	1,827
	人	85	89	94

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に就労継続支援A型を実施している施設は6か所あります。

利用ニーズの把握に努め、利用を希望する人に適切なサービスを提供できるよう、指定相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター等各関係機関と相談状況やサービス利用状況等の共有など連携を図りながら、事業者情報の提供に努めます。

## (7) 就労継続支援B型

### 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち、企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人につき、生産活動その他の活動機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
就労継続支援B型	人日	2,028	2,123	2,124	2,237	2,233	2,344
	人	148	159	155	162	163	166

#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型	人日	2,471	2,598	2,739
	人	175	184	194

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に就労継続支援B型を実施している施設は11か所あります。

指定相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター等各関係機関と連携し、利用者が自らの障害の状況等にあった事業所を選択できるよう、事業者情報の提供に努めます。

## (8) 就労定着支援

### 就労定着支援

平成30年度より開始されたサービスで、就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
就労定着支援	人	8	8	10	10	12	9

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	11	13	16

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に就労定着支援を実施している施設は1か所あります。

一般就労に移行した人が職場に長く定着できるよう、サービス提供事業者と連携し、サービスの周知や利用促進に努めます。

## (9) 療養介護

### 療養介護

医療と常時介護を必要とする重度心身障害のある人に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話等を提供します。医療と常時介護を必要とする障害のある人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害のある人で障害支援区分5以上の人が対象です。

### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
療養介護	人	19	18	19	17	19	16

### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人	16	16	16

### 【見込み量確保のための方策】

市内に療養介護を実施している施設は1か所あります。

重度の障害や障害種別に対応できる事業所の確保に努めるとともに、専門的な人材育成のため、技術習得等の研修会の情報提供を行います。

## (10) 短期入所

### 短期入所

居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害者支援施設への短期間の入所を必要とする障害のある人に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。

障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。

### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
短期入所	人日	300	387	341	382	361	408
	人	44 (3)	45 (3)	50 (4)	45 (3)	53 (5)	49 (5)

※( )内は医療型短期入所の内数

### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	人日	421	421	421
	人	49 (5)	49 (5)	49 (5)

※( )内は医療型短期入所の内数

### 【見込み量確保のための方策】

市内に短期入所を実施している施設は9か所あります。

利用ニーズの把握に努め、利用を希望する人に速やかにサービスを提供できるよう、関係機関およびサービス提供事業所との連携を強化します。

第6次計画において実績値が計画値を上回っており、事業所対象調査の結果からも市内の短期入所の資源充足を求められているなかで、施設職員不足が課題となっているため、福祉の就職フェア等を活用し人材確保や周知啓発に努めます。

### 3 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

##### 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の支援を行います。

障害支援区分に関わらず、障害のある人は利用できます。ただし、身体障害のある人については65歳未満の人、または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある人に限られています。

##### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
共同生活援助 (グループホーム)	人	78	81	82	89	86	103

##### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	113	124	136

第7期見込み量(うち精神)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	35	39	44

##### 【見込み量確保のための方策】

市内に共同生活援助（グループホーム）を実施している施設は9か所あります。

継続的にグループホームの定員増員や新規参入を促していきます。また、障害のある人が住み慣れた場所で安心して暮らすことができるよう取組を進めます。

第6次計画において実績値が計画値を上回っており、事業所対象調査の結果からも市内の共同生活援助（グループホーム）の資源充足を求められているなかで、施設職員不足が課題となっているため、福祉の就職フェア等を活用し人材確保や周知啓発に努めます。



## (2) 施設入所支援

### 施設入所支援

施設に入所している障害のある人に対して、主に入浴・排泄・食事の介護等を提供します。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
施設入所支援	人	69	70	68	74	66	74

#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人	74	73	73

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に施設入所支援を実施している施設は1か所あります。

成果目標との整合性を図りながら、サービスを必要とする人が必要なときに利用できるよう、入所利用の適正化や広域的な連携による調整に努めます。

地域自立支援協議会において、施設入所から地域生活への移行が可能となった事例等についての支援方法を共有し、地域生活への移行の推進を図ります。

### (3) 自立生活援助

#### 自立生活援助

平成30年度より開始されたサービスで、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
自立生活援助	人	75	2	78	4	81	5

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	9	15	26

第7期見込み量(うち精神)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	9	15	26

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に自立生活援助を実施している施設は1か所あります。

地域移行の促進に必要なサービスであることを踏まえ、指定相談支援事業所や社会福祉協議会等関係機関とも連携を図り、障害のある人の自立に向けた支援を行います。

## 4 相談支援

### (1) 計画相談支援

#### 計画相談支援

障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとのサービス利用状況のモニタリングを行います。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
計画相談支援	人	104	105	109	122	114	124

#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	136	149	163

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に計画相談支援を実施している施設は15か所あります。

障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある中で、サービス等利用計画の作成は必須であるため、相談支援センターと指定特定相談支援事業者との連携・情報共有を図りつつ、関係機関が一体となって体制整備に引き続き取り組みます。

## (2) 地域移行支援

### 地域移行支援

地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を行います。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
地域移行支援	人	2	0	2	0	3	0

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人	2	2	2

第7期見込み量(うち精神)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人	1	1	1

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に地域移行支援を実施している施設は6か所あります。

地域移行を促進するため、医療機関等の関係機関との連携を強化します。

利用者や関係機関への利用方法等の周知を図り、より利用しやすい仕組みを構築します。

### (3) 地域定着支援

#### 地域定着支援

居宅の単身者に対し連絡体制を確保し、緊急の事態その他の相談を行います。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人	1	1	1

第7期見込み量(うち精神)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人	1	1	1

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に地域定着支援を実施している施設は5か所あります。

地域定着を促進するため、医療機関等の関係機関との連携を強化します。

利用者や関係機関への利用方法等の周知を図り、より利用しやすい仕組みを構築します。

## 5 障害児支援サービス

### (1) 児童発達支援

#### 児童発達支援

就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。

#### 医療型児童発達支援

就学前の上肢、下肢または体幹の機能障害のあるこどもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するとともに、身体状況により、治療も行います。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
児童発達支援 (医療型児童発達支援)	人日	1,611 (18)	1,724 (3)	1,694 (18)	2,064 (0)	1,777 (18)	2,263 (9)
	人	253 (2)	346 (1)	266 (2)	389 (0)	279 (2)	427 (1)

#### 【見込み量】

(月間)

第3期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援 (医療型児童発達支援を含む)	人日	2,297	2,397	2,497
	人	458	478	498

※令和6年4月児童福祉法改正に伴う児童発達支援と医療型児童発達支援の統合予定を反映し、第3期計画では、合算した見込み量で設定しています。

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に児童発達支援を実施している施設数は26か所あります。一方で、医療型児童発達支援を実施している事業所はありません。

支援が必要な児童の把握に努め、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。また、医療機関や相談支援機関から助言を求めるなど、医療的視点も含めた支援を受けられるよう努め、サービス提供体制の確保および支援内容の質の向上に努めます。

## (2) 放課後等デイサービス

### 放課後等デイサービス

学校就学中の障害のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
放課後等デイサービス	人日	3,533	3,775	3,708	4,214	3,891	4,941
	人	484	534	508	654	533	426

#### 【見込み量】

(月間)

第3期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日	5,160	5,280	5,400
	人	430	440	450

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に放課後等デイサービスを実施している施設は27か所あります。

障害児相談支援等により利用ニーズを把握するとともに、他のサービスも組み込んだ障害のあるこども本人のための支援計画を作成することにより、適切なサービス提供に努めます。

### (3) 保育所等訪問支援

#### 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中、または今後利用する予定の障害のあるこどもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。制度改正により、平成30年度からは乳児院、児童養護施設の障害のあるこどもにも対象が拡大されました。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
保育所等訪問支援	人日	24	17	30	19	30	17
	人	4	11	5	12	5	22

#### 【見込み量】

(月間)

第3期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日	17	17	17
	人	22	22	22

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に保育所等訪問支援を実施している施設は2か所あります。

今後は利用ニーズの把握に努め、ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、事業所の新規参入を促すとともに、専門の児童指導員や保育士の育成を推進します。



## (4) 居宅訪問型児童発達支援

### 居宅訪問型児童発達支援

平成30年度より開始されたサービスで、重度の障害等により外出が著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
居宅訪問型児童 発達支援	人日	5	4	5	4	5	7
	人	1	2	1	2	1	2

#### 【見込み量】

(月間)

第3期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童 発達支援	人日	7	7	7
	人	2	2	2

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に居宅訪問型児童発達支援を実施している施設はありません。

障害のある子どもにおいては、長期休暇や放課後を自宅や障害児通所支援事業所等で過ごす割合が高いことから、障害のある子どもの受け入れ状況等の把握に努めるとともに、地域自立支援協議会の子ども支援部会と連携し、障害のある子どものニーズに応じた適切なサービス量を確保できるよう努めます。

## (5) 障害児相談支援

### 障害児相談支援

障害児通所支援サービス利用の調整を必要とする児童に対し、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとのサービス利用状況のモニタリングを行います。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
障害児相談支援	人	53	72	57	95	62	104

#### 【見込み量】

(月間)

第3期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	113	122	131

#### 【見込み量確保のための方策】

市内に障害児相談支援を実施している施設は10か所あります。

利用者のニーズにあった適切な障害児支援利用計画が作成されるよう、指定相談事業所等関係機関との連携を図りながら、支援が提供できる体制の整備に努めます。

## (6) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するなどの役割を担うコーディネーターを配置します。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
医療的ケア児等に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	配置数	1	0	1	0	1	0

#### 【見込み量】

(月間)

第3期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	配置数	1	1	1

#### 【見込み量確保のための方策】

奈良県医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了された方が所属する相談支援事業所およびその他事業所は市内に複数あります。

コーディネーターの人員を確保できるよう、地域自立支援協議会においても検討を図ります。

## 6 その他の活動指標

### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人の地域生活を総合的にサポートするため、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助けあい、教育を一体的に提供できる、精神障害にも対応できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

上記のシステムの構築にあたり、保健、医療、福祉関係者が地域課題の抽出や方向性の検討を行うための協議の場の設置および適切な運営が重要であるとされています。

また、障害のある人を支えるサービスについて、状況に応じて適切に提供できるよう見込みを定めることも求められています。

#### 【実績および見込み量】

(年間)

		実績見込み	第7期見込み量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回	12	12	12	12
関係者ごとの参加者数	人	25	25	25	25
協議の場における目標設定 および評価の実施回数	回	3	3	3	3

#### 【見込み量確保のための方策】

本市では現在、関連する取組が県との連携によって進められている状況です。それを踏まえながら、精神病床からの退院者を含む、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう市民の理解促進・啓発活動をすすめ、保健、医療、福祉関係者による協議の場および支援者を支援するための相談の場が開催できるよう支援します。

## (2) 相談支援体制の充実・強化のための取組

### 相談支援体制の充実・強化のための取組

国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化を目的として、基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した、総合的・専門的な相談支援の実施や相談支援事業者の質の向上に寄与できる体制の構築が重要とされています。

#### 【実績および見込み量】

(年間)

		実績見込み	第7期見込み量		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	3	3	3
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	3	3	3
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	3	3	3

#### 【見込み量確保のための方策】

地域自立支援協議会での協議を通して、総合的・専門的な相談支援を継続して行うとともに、地域の相談体制の強化を図ります。

## 第5章 地域生活支援事業

### 1 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

##### 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、教室等の開催および広報活動の展開により、地域住民の障害や障害のある人に対する理解を深めます。

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有

#### 【見込み量確保のための方策】

障害への理解を深めるため、障害者家族教室の開催やパンフレットの作成、また、地域自立支援協議会を通じた研修、広報活動等を行います。

## (2) 自発的活動支援事業

### 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有

### 【見込み量確保のための方策】

共生社会の実現に向け、障害者関係団体の継続した活動を支援するために効果的な企画・運営を行います。

ピアサポート支援事業、ほっとサロンきんぎょ支援事業を継続して行います。

### (3) 相談支援事業

#### 相談支援事業

障害のある人やその家族の相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行い、地域での生活を総合的にサポートします。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置有無	無	無	無	無	有	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施有無	無	無	有	無	有	無

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施有無	有	有	有

#### 【見込み量確保のための方策】

相談支援事業は、障害種別に応じ、「大和郡山市障害者生活支援センターはあと」「障害者生活支援センターリンク」「生活支援センターふらっと」の3支援センターに委託し、実施しています。相談内容の多様化や困難事例への対応とともに、地域の関係機関と連携し、引き続き相談支援体制の充実に努めます。



## (4) 成年後見制度利用支援事業

### 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
成年後見制度 利用支援事業	人	2	2	3	3	3	3

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	人	3	3	3

#### 【見込み量確保のための方策】

制度の周知とともに、制度利用が円滑に進むよう成年後見センター等と連携し、利用促進に向けて取り組んでいきます。また、障害のある人本人や家族等からの支援が必要な相談に適切に応じ、必要な情報や助言の提供を行います。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

### 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
成年後見制度法人 後見支援事業	実施 有無	有	無	有	無	有	無

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施 有無	有	有	有

#### 【見込み量確保のための方策】

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整え、事業を実施します。

## (6) 意思疎通支援事業

### 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の支援を行います。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	回	1,337	1,546	1,364	1,511	1,391	1,348
手話通訳者設置事業	人	19	19	20	19	21	30
要約筆記奉仕員派遣事業	回	27	28	28	49	29	16

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	回	1,363	1,379	1,395
手話通訳者設置事業	人	31	32	33
要約筆記奉仕員派遣事業	回	16	16	16

#### 【見込み量確保のための方策】

派遣事業の利用ニーズに対応できるよう、派遣通訳者の確保に努めます。また、制度の周知に努めます。

## (7) 日常生活用具給付等事業

### 日常生活用具給付等事業

日常生活を便利に、または容易にするために必要な用具の給付または貸与を行います。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	4	12	6	6	8	14
自立生活支援用具	件	11	21	13	20	15	16
在宅療養等支援用具	件	8	9	7	12	6	18
情報・意思疎通支援用具	件	49	96	58	32	68	46
排泄管理支援用具	件	2,244	2,249	2,289	2,247	2,335	2,302
住宅改修費	件	5	2	6	2	7	0

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件	16	18	20
自立生活支援用具	件	17	18	19
在宅療養等支援用具	件	20	22	24
情報・意思疎通支援用具	件	37	30	24
排泄管理支援用具	件	2,332	2,363	2,394
住宅改修費	件	2	2	2

#### 【見込み量確保のための方策】

事業の周知を図るとともに、日常生活用具等の給付を必要とする人に対して、障害の特性にあわせた適切な給付に努めます。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、支援を行います。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
手話奉仕員 養成研修事業	入門	人	11	9	12	12	13	30
	基礎	人	11	7	12	6	13	9

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量			令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	入門	人	20	20	20
	基礎	人	13	13	13

#### 【見込み量確保のための方策】

手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員の確保に努めます。また、多くの市民の参加を促すため、広報紙やホームページを利用して周知を行います。

## (9) 移動支援事業

### 移動支援事業

屋外移動が困難な障害のある人等に、外出のための支援を行います。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
移動支援事業	人	170	199	184	204	200	185
	時間	1,734	2,173	1,877	2,464	2,040	2,240

#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	188	191	194
	時間	2,276	2,313	2,349

#### 【見込み量確保のための方策】

障害のある人の外出を支援するため、引き続き事業所や人材の確保に努め、サービス提供体制の確保を図ります。

## (10) 地域活動支援センター事業

### 地域活動支援センター事業

障害のある人等が通い、創作的活動や生産活動に参加したり、地域の実情に応じて日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域内の関係機関や団体との協力関係を築きながら、憩い、楽しむことや交流活動に参加する支援を展開します。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
地域活動支援センター (市内)	箇所数	2	2	2	2	2	2
	人	57	54	59	54	59	60
地域活動支援センター (市外)	人	5	6	5	5	5	5

#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター (市内)	箇所数	2	2	2
	人	78	84	91
地域活動支援センター (市外)	人	6	8	10

#### 【見込み量確保のための方策】

地域活動支援センターのサービス内容の充実や、専門職等の人員配置など、安定した運営を支援していきます。

## 2 任意事業

### (1) 福祉ホーム事業

#### 福祉ホーム事業

福祉ホームは身体障害のある人が日常生活を送るために適した居室やその他の設備を低額な料金で利用できる施設です。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
福祉ホーム事業	人	4	4	4	4	4	4

#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	人	4	4	4

#### 【見込み量確保のための方策】

市内には施設がないため、市外にある施設を利用しています。対象となる方への情報提供を行い、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。



## (2) 訪問入浴サービス事業

### 訪問入浴サービス事業

在宅において、また施設への通所において入浴をすることが困難な人に訪問入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスを提供します。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
訪問入浴サービス事業	人	6	6	6	6	7	5
	回	266	257	266	271	281	250

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
	回	250	250	250

#### 【見込み量確保のための方策】

サービス提供事業者と連携し事業所の特性や受け入れ状況等把握することで、利用ニーズに対応できるサービス提供体制の確保に努めます。

### (3) 日中一時支援事業

#### 日中一時支援事業

昼間の活動の場を提供し、家族の就労支援および日常的に介護する家族の一時的な休息を目的とし、障害のある人の日中における活動の場を提供します。

#### 【利用実績】

(月間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
日中一時支援事業	人	35	27	36	28	37	29
	回	266	261	274	271	281	243

#### 【見込み量】

(月間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	29	29	29
	回	281	281	281

#### 【見込み量確保のための方策】

障害のある人の日中活動の場として、市内外の事業所の確保を図ります。

障害のあるこどもの日中活動やその保護者同士の交流や活動を支援していく中で、放課後や休日の居場所づくりに取り組めます。

## (4) 点字図書給付事業

### 点字図書給付事業

点字図書給付事業は、点字図書を入手しやすくするため、点字図書と一般図書の価格差を補助するものです。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
点字図書給付事業	人	8	7	8	8	9	16
	冊	99	314	99	320	112	174

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字図書給付事業	人	20	20	20
	冊	897	897	897

#### 【見込み量確保のための方策】

点字図書を必要とする人が入手しやすいよう、引き続き実施していきます。

## (5) 更生訓練費

### 更生訓練費

入所施設で更生訓練を受ける際に、訓練を効果的に受けるための物品購入費や交通費の費用の一部を支給しています。現在、主に奈良県総合リハビリテーションセンターで訓練が行われています。

#### 【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
更生訓練費	人	1	0	1	0	1	0

#### 【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費	人	1	1	1

#### 【見込み量確保のための方策】

サービスを必要とする人の利用を促すために、必要な情報の提供を行い、引き続き、事業を実施していきます。

## (6) 社会参加促進事業

### 声の広報等発行事業

広報「つながり」をCDにふきこみ、視覚障害のある人に郵送します。

### 点字広報発行事業

広報「つながり」を点字にし、視覚障害のある人に郵送します。

### 身体障害者自動車運転免許取得助成金交付事業

障害のある人の社会的・経済的活動を容易にするため、肢体不自由または聴覚障害のため運転免許に条件が付される人が自動車運転免許を取得した場合、運転免許取得のための教習費の支払いの一部を補助します。

### 身体障害者自動車改造費助成事業

障害のある人の就労を支援する事業の一環として、就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置等の改造に要する経費の一部を補助します。

### 盲導犬飼育費助成事業

盲導犬を利用する視覚障害のある人に対して、飼育費を助成します。

### 訪問理美容サービス

在宅で寝たきりの65歳未満の障害のある人で、理容店へ出向いて理容を受けられない人を対象に、理容師の対象者宅への訪問による散髪を実施します。

【利用実績】

(年間)

第6次計画値と実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
社会参加促進事業							
声の広報等発行事業	人	16	7	16	7	17	7
点字広報発行事業	人	25	25	26	25	26	25
身体障害者自動車運転免許取得助成金交付事業	人	1	1	1	0	1	0
身体障害者自動車改造費助成事業	人	1	4	1	1	1	2
盲導犬飼育費助成事業	人	1	1	1	2	1	2
訪問理美容サービス	人	1	10	2	8	2	14
	回	4	4	8	3	8	14

【見込み量】

(年間)

第7期見込み量		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
社会参加促進事業							
声の広報等発行事業	人		17		17		17
点字広報発行事業	人		26		26		26
身体障害者自動車運転免許取得助成金交付事業	人		1		1		1
身体障害者自動車改造費助成事業	人		1		1		1
盲導犬飼育費助成事業	人		2		2		2
訪問理美容サービス	人		20		20		20
	回		20		20		20

【見込み量確保のための方策】

サービスの周知を図り、利用を促進していきます。

## (7) その他

### 障害のある人の虐待防止等

---

虐待の防止、虐待を受けた人の保護および自立の支援ならびに養護者に対する支援を行うなど、福祉事務所が障害者虐待防止センターとしての機能を果たしています。

障害者虐待の未然の防止や適切な支援を行うため、「障害者虐待防止対策チーム」を立ち上げ、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化に努めています。

事業の一環として、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の周知・理解を図ることを目的に、障害者虐待防止対策チームによる障害者福祉施設等の訪問を行い、助言・指導を実施しています。

---

### カウンセリング事業の実施

---

心に不安を抱える障害のある人または家族などを対象に、心のケアを行うため、自殺対策事業を活用し、臨床心理士によるカウンセリング事業を実施しています。

---

# 第6章 計画の推進体制

## 1 計画の推進にあたって

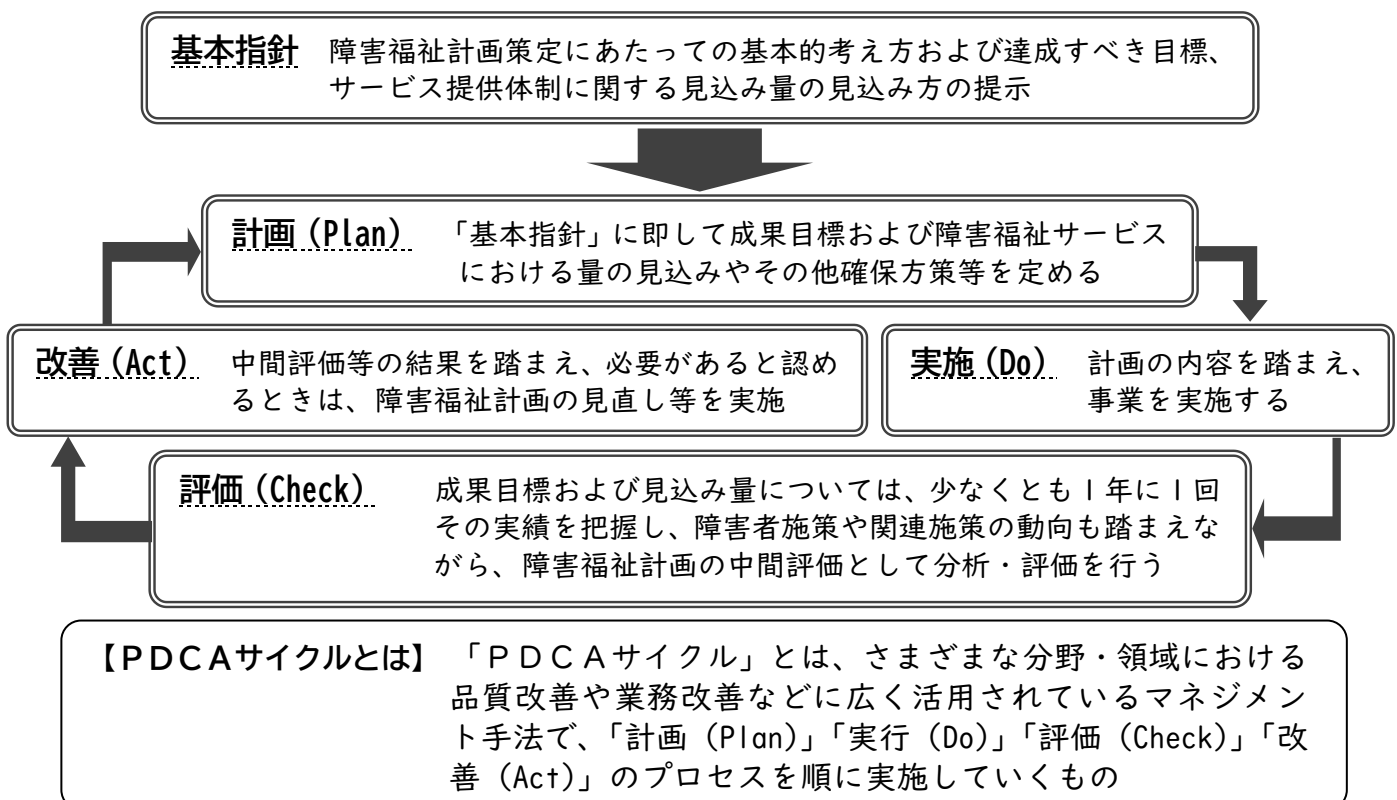
本計画の推進にあたっては、庁内関係各課および関係機関との連携を密にし、地域自立支援協議会と協議・検討しつつ、総合的かつ計画的な実施に努めます。また、国や奈良県の基本方針を踏まえながらも、社会的事象や不確定要素の高まる状況への備えとともに、障害のある人等のニーズに対応した、計画の適切な推進を図ります。

## 2 計画の推進体制および進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査・分析および評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本計画においては、障害のある人等の豊かな生活を確立するため、障害福祉課が中心となり、目標達成に向けて地域自立支援協議会等の関係機関との連携を図るとともに、PDCAサイクルに沿って実施し、年1回各事業の進捗状況および数値目標の達成状況について、地域自立支援協議会において把握・点検・評価を行います。

### ■障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ





## 3 連携体制の強化

保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたる施策を推進するため、市内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を強化します。

### (1) 地域自立支援協議会との連携

地域自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえ、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

障害のある人が施設から地域生活へ円滑に移行できるよう、また自らの選択により住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら自立した生活が送れるよう、地域自立支援協議会において関係団体およびサービス提供事業者との連携を図ります。

#### しごと支援部会

障害のある人が地域で自立して生活を営むために、就労は欠かせないという認識のもと、市の障害者施策、また地域自立支援協議会しごと支援部会では、就労の確保を重要課題に位置づけ、今後とも各種の取組を実施していきます。

#### こども支援部会

特別な支援を必要とするこどもが自分らしく成長できるようにするためには、学校等における障害に対する理解や取組が重要です。一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じて、適切な支援を行うことが必要です。今後も学校等との連携を強化し、障害に対する理解促進に努めます。

#### 居住支援部会

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域自立支援協議会を中心に、障害のある人一人ひとりに適したきめ細かい支援を検討していきます。また、障害のある人の家族を含めたトータルな支援が重要であるという考えのもと、相談支援体制の充実に向けて、関係機関との連携に努めます。

### (2) 関係団体・民間企業との連携

障害のある人の地域移行や就労支援を進めるためには、関係団体や民間企業、住民等との連携が必要です。そのため、行政が中心となり、地域で連携しながら計画の推進を図ります。

## 4 地域での支援体制の充実

---

障害のある人が地域で安心して生活するためには、相談支援の充実、雇用や社会参加の促進はもとより、地域に暮らす住民の理解が必要です。障害のある人もない人も、すべての人がふれあい、理解しあう共生社会の実現をめざし、地域での助けあい・支えあいに基づく取組の充実を図り、障害のある人の地域生活を支えます。

**第7期大和郡山市障害福祉計画  
第3期大和郡山市障害児福祉計画**

**令和6年3月**

発行・編集：大和郡山市 福祉部 障害福祉課

住 所：〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4

T E L：(0743) 53-1151 (代)

F A X：(0743) 55-2351